舟橋村選挙管理委員会告示第37号

投票所の開閉時刻の繰り上げについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書きの規定により、令和8年10月18日執行の舟橋村議会議員選挙における投票所の開閉時刻を、次のとおり繰り上げる。

令和8年10月13日

舟橋村選挙管理委員会
委員長　林　清輝

1．投票所の開閉時刻の繰り上げ

投票区名	投票開始時刻	投票閉鎖時刻	備　　考
舟橋村投票区	午前7時	午後7時	閉鎖時刻1時間繰り上げ